

議提第11号

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書

会議規則第14条の規定により、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月15日 提出

提出者	北本市議会議員	青野	康子
賛成者	北本市議会議員	永井	司
賛成者	北本市議会議員	高橋	誠
賛成者	北本市議会議員	岡村	有正
賛成者	北本市議会議員	現王園	孝昭

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

## パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる
- ・WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

しかし日本では、これらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知されているとはいえない状況にある。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、国民に分かりやすく周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣